

(施設名)

施設長

インフルエンザ・新型コロナウイルス経過報告書

インフルエンザによる出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ※解熱した後3日を経過するまで」と規定されていることから、新型コロナウイルス感染症もこれに順じ、インフルエンザもしくは新型コロナウイルス感染症と診断されましたら、経過報告書の①～⑤に保護者が記入し、お子様が回復され登園する際に提出願います。

※解熱・・・平熱に戻った日

①～⑤・・・医療機関を受診された後保護者の方が記入して、園に提出してください。

※医療機関での再受診による治癒証明の必要はありません。

【保護者記入】

- ① 受診医療機関名 : _____
- ② 発症日 : 年 月 日 (病気による熱等の症状が始まった日)
- ③ 診断日 : 年 月 日 (医療機関で診断された日)
- ④ 診断名 : インフルエンザ (A型・B型・※不明) ・ 新型コロナウイルス
(該当する型に○を付けてください)

【保護者記入】

⑤体温の経過 (測定・・・午前・午後各1回)

	体温測定日	測定時間	体温	測定時間	体温
発症日	月 日	午前 :		午後 :	
1日目	月 日	午前 :		午後 :	
2日目	月 日	午前 :		午後 :	
3日目	月 日	午前 :		午後 :	
4日目	月 日	午前 :		午後 :	
5日目	月 日	午前 :		午後 :	
6日目	月 日	午前 :		午後 :	
7日目	月 日	午前 :		午後 :	
8日目	月 日	午前 :		午後 :	

【発熱期間が長く、記録しきれない場合は、余白もしくは別紙に記入してください】

※不明と診断された場合、熱やその他の症状が続く場合は再受診してください。

上記の通り、発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過しましたので、出席停止措置の解除をお願いいたします

令和 年 月 日

園児名 : _____

保護者名 : _____ 印

令和5年5月8日改定

インフルエンザ・新型コロナウイルスにおける出席停止期間

出席停止期間・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日経過するまで。

※発症した次の日を1日目として5日間は出席停止となる。

発症後4日目以降に解熱した場合には、解熱後3日間を経過するまで出席停止となるため5日間を超えての出席停止となる



※上記の発熱の基準を満たしていても、下記のような状態の場合は、必ず再度医療機関を受診してください。

- ① 強い咳が続く、咳が出て夜眠れない
- ② 食欲が戻らない、元気がない
- ③ 嘔吐がある
- ④ 発疹が出ている
- ⑤ 熱が下がりきらない 等

※インフルエンザ・新型コロナウイルスと診断された医師から、再診を指示されなくても、症状が残る場合は医療機関にご相談ください。又、発症後10日間が経過するまでは、可能な範囲でマスクの着用をお願いします。